長野県市長会２月定例会　会議録

平成 28 年２月５日（金）13:00～15:07
長野県自治会館　３階　大会議室

１　開　会

（牧事務局次長）
　ただいまから、長野県市長会２月定例会を開会いたします。

２　あいさつ

（牧事務局次長）
　初めに、三木会長よりごあいさつをお願いいたします。

（三木会長）
　皆さん、こんにちは。本日は来年度の予算編成や議会等を控え、大変ご多忙のところを市長会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。年が明けて初めての定例会ということでございますので、皆さん、本年もどうぞよろしくお願いいたします。
　この冬は降雪量が少なく各地のスキー場では雪不足も心配されるほどでしたが、年が明けた１月中旬以降は平地でも大雪に見舞われ、先週末には着氷や湿った雪による倒木で停電や道路が通行止めになるなどの被害が出ました。被害に遭われました関係の市の皆様には心からお見舞いを申し上げます。
　さて、一昨年末に決定されました政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略・緊急経済対策等を受けまして、各市におかれましてもそれぞれの人口ビジョン、地方版総合戦略を概ね策定され、地方の創生や地域経済の活性化に向けまして正面からお取り組みいただいていることと存じます。国においては、先月 20 日に 1,000 億円の地方創生加速化交付金を盛り込んだ平成 27 年度補正予算を成立させ、22 日には地方創生推進交付金 1,000 億円、事業費のベースでは 2,000 億円を盛り込んだ平成 28 年度予算案が提出されました。これらの財源措置につきましては「地方が強い決意と覚悟を持って地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価する。」と地方六団体としても共同声明を発表したところです。本会としましても、これまで全国市長会等を通じて、新型交付金の制度設計等に当たっては、地方の意見等を十分に踏まえ、自由度の高い内容とするよう国に対し要請を行ってきたところですが、対象事業にはいくつかの条件が付いています。先週開催されました全国市長会の会議の席上、森会長は、条件にとらわれず内閣府と相談し、積極的に活用して欲しい旨を発言されていました。従って、各市におかれても、両交付金の積極的、有効な活用を検討いただければと思います。

また、平成28年度税制改正に当たりましては、昨年末にかけて大変心配したところであり、全国市長会からの依頼により、各市には長野県関係国会議員への要請活動をお願いしました。お忙しい中、ご協力いただきました市長さんをはじめ各市の皆様におかれましては、この場をお借りしまして心から御礼申し上げます。長野県はもとより、全国的な取組を行った結果、固定資産税については、残念ながら償却資産課税の一部に時限措置として軽減措置が導入されることとなったものの、車体課税の見直しやゴルフ場利用税の存続については市長会の主張がかなったところであります。このように、各市に共通する具体的な課題等につきましては、時機を逸することなく積極的に国等にしっかり意見をお伝えすることが大変重要かと思いますので、皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いします。

結びに、本日の定例会ですが、平成28年度の事業計画及び歳入歳出予算等につきまして、審議をいただくほか、県からの施策説明の時間も予定していますので、限られた時間ではありますが、忌憚のない意見をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが定例会開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

３　当選市長紹介

（牧事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、昨年８月開催の第137回長野県市長会総会以降に当選されました市長様を紹介します。お名前をお呼びいたします市長様には、恐れ入りますが、その場で一言あいさつを頂戴したいと存じます。

初めに、９月６日告示の岡谷市長選挙におきまして、３選を果たされました今井竜五岡谷市長様です。

（今井岡谷市長）

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました。もう５か月も経っていますので、いささか新鮮味が欠けていますが。また皆さんと一緒に市長会で一所懸命やれますことを大変嬉しく思っているところです。

そして、新鮮な話題といいますと、諏訪地方は７年に１度の御柱の年です。ここに金子諏訪市長、柳平茅野市長さんがいらっしゃいますが、このお二方がまさに地元でございますので、いろいろなお問合せはこの２つの市にぜひよろしくお願いいたします。本当に、またお世話になります。よろしくお願いいたします。

（牧事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、本年１月 10 日告示、17 日投開票の須坂市長選挙におきまして４選を果たされました三木正夫須坂市長様です。

（三木須坂市長）

皆様、先日の選挙におきましては大変なご支援をいただきまして、当選することができました。ありがとうございます。また、祝意等も頂戴いたしまして、大変ありがとうございます。せっかくの機会ですので、『真田丸』の件と御柱の件につきましてご紹介、ＰＲをさせていただきたいと思います。

まず『真田丸』ですが。実は、オープニング映像に滝が出てまいりますが、あれは須坂市の米子大瀑布でございます。ただ、残念なことには、米子大瀑布という名前と撮影協力須坂市というのが一切出てきません。ぜひ、口コミで皆さんにお願いしたいと思います。なお、今は雪で通れませんけれども、また春になりましたらお出掛けいただき、あそこの地で『真田丸』の舞台なのだと思い出していただければ。ご案内しますので、よろしくお願いします。

それから御柱は諏訪が一番なのですけれども、実は須坂市でも小さな神社で御柱をやっていますので。諏訪地方の御柱にあやかり、また御柱のＰＲをしっかりさせていただき、そしてまたより大きなものは諏訪地方へ見に行っていただくよう市民にＰＲしたいと思っています。また、これから皆さんに大変お世話になりますが、よろしくお願いします。ありがとうございました。

（牧事務局次長）

ありがとうございました。

続きまして、1月 17 日告示の駒ケ根市長選挙におきまして、３選を果たされました杉本幸治駒ケ根市長様です。

（杉本駒ヶ根市長）

皆さん、こんにちは。このたびの選挙で無投票という形で３選を果たすことができました。また、その際には、皆様方から心のこもった祝意の電報等をいただきまして、本当にありがとうございました。何か言うことはないかと思ったのですけれども、御柱があるということでありますので。すぐ来れば駒ケ根、伊那に来ますので、ぜひ御柱の皆さんも高遠の桜を見ていただいて、ロープウェイで上に登っていただければリフレッシュできるかなと、そのように思っています。ともに、また地域発展のために頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

４　会議

（牧事務局次長）

ありがとうございました。

本日の定例会でございますが､会議録をホームページ上で公開する会議としております。

事務局において作成した会議録を出席者の皆様にご確認をいただいた後、ホームページに掲載させていただきますのでご承知おき願います。
　それでは会議に入ります。会議の進行は、慣例により三木会長にお願いいたします。

（1）会務報告
（三木会長）
　それでは、慣例によりまして、議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力をよろしくお願いします。着座で務めさせていただきます。
　それでは、さっそく会議に入ります。初めに、（1）の「会務報告について」、事務局長より説明を願います。

（市川事務局長）
　皆さん、こんにちは。着座で失礼します。
　それでは、会務報告をさせていただきます。資料は1でございます。昨年の11月の定例会でご報告申し上げました以降の平成27年の11月1日から本年1月31日までの会務報告となります。時間の関係もありますので、主なものにつきましてご報告申し上げたいと思います。
　最初に1ページの「Ⅰ　会議」の「1　定例会」ですが、11月20日に長野市で開催し、記載の協議事項4件、報告事項6件、全てにつきまして承認、あるいは了承をいただいたところです。
　2の役員会ですが、11月定例会に先立ち開催し、定例会の運営等につきまして事前の協議をいただきました。
　2ページの3の「全国市長会」ですが、昨年11月12日と本年1月27日に理事・評議員合同会議が東京都で開催され、11月の会議では協議事項3件、決議6件について審議が行われ、それぞれ原案どおり決定、採択されました。本会からは母袋上田市長さん、牧野飯田市長さん、足立飯山市長さん及び岡田千曲市長さんの代理として山本副市長さんが出席されております。また、1月の会議では、記載の2件につきまして協議がなされ、いずれも原案どおり決定されております。本会からは母袋上田市長さん、三木須坂市長さん、牧野飯田市長さん、白鳥伊那市長さん及び足立飯山市長さんが出席され、牛越大町市長さんがオブザーバーとして参加されております。
　次に、3ページの4の「副市長・総務担当部長会議」ですが、1月29日に自治会館で開催し、各市提出議題として、「現行制度の改善又は拡充を求めるもの」18件、4ページにまいりまして、「新たな施策の要望又は提案を求めるもの」2件、「特に市町村への財政支援等を求めるもの」2件の計22件及び「事務研究会の設置について」審議をいただきました。この結果、20件の議題については原案どおり、あるいは一部修正のうえ4月の総会へ送付されることとなりましたほか、1件につきましては審議の状況を報告、また1件につ

きましては取下げ、事務研究会の設置につきましては引き続き検討とされたところでございます。

次に５ページの「６　県と市町村との協議の場」ですが、第10回となります協議の場につきましては、11月24日に開催され、これまでの協議のテーマでありました２項目についてのその後の報告と「みんなで支える子育て安心県づくり」をテーマに意見交換を行いました。この点につきましては、後ほど報告事項で改めて報告をさせていただきます。

次に、その下ですが、「７　知事との懇談会」は、全市から市長さんあるいは副市長さんの出席をいただき、11月定例会の開催に引き続きの11月20日に長野市で開催され、記載の４項目につきまして提案・要望及び意見交換等を行いました。

次に６ページをお願いします。中ほどの「Ⅱ　要請・要望活動」ですが。11月12日には鯖江市で開催されました第167回北信越市長会総会での決議事項のうち、北陸新幹線関係につきまして北信越市長会事務局から関係省庁等に要望がなされております。11月16日には、「地方財源の充実確保に関する要請」を副会長の牧野飯田市長さんにご参加いただき、また17日には、「公立義務諸学校の教職員定数に関する緊急要望」を私が参加し、長野県副知事等とともに記載のとおり要請・要望を行いました。

次に、７ページのⅣの「関係団体の役員等の推薦または委嘱」ですが、長野市長さんをはじめ３市長さんの審議会委員等につきましては、11月の定例会においてご協議、ご決定いただいたものでございます。そのほかは、ワーキンググループ等への所管部会市の職員に係るものでございます。

会務報告は以上でございます。

（三木会長）

ただ今の説明に対して何か質問、意見等ございますか。

（「なし。」との声あり）

（三木会長）

それでは、ないということですので、会務報告について承認することとしてよろしいですか。

（「異議なし。」との声あり）

（三木会長）

それでは、異議がないようですので承認することといたします。

（２）協議事項

（三木会長）
次に、（２）協議事項に入ります。
アの「平成 27 年度長野県市長会職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第１号）案について」を議題とします。事務局長より説明を願います。

（市川事務局長）
それでは、資料の２をお願いいたします。平成 27 年度長野県市長会退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第１号）案でございます。今年度末をもちまして職員が早期に退職することとなりましたので、退職手当の支給に関し職員退職積立金特別会計歳入歳出予算の補正をお願いするものです。
資料をおめくりいただき、２ページをお願いします。
約 38 年間の長きにわたり勤務いただいた主幹が、今年度末をもちまして早期退職することになりました。補正の内容ですが、歳出で１款の給与金での 2,302 万 4,000 円の増額を、２款の予備費で同額の減額をお願いするものです。補正後の予算額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。
説明は以上です。

（三木会長）
ただ今の説明に対し、意見等ございますか。

（「なし。」との声あり）

（三木会長）
それでは、ただ今の説明の案につきまして原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

（三木会長）
それでは、本件につきましては原案のとおり承認、決定いたしました。
次に、イの「平成 28 年度長野県市長会事業計画（案）について」と、ウの「平成 28 年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について」は関連がありますので、一括して議題とします。事務局長より説明願います。

（市川事務局長）
それでは、最初に資料３の事業計画（案）からご説明申し上げます。
資料３の１ページでございます。

１の「市長会の開催」の「（１）　総会」ですが、第 138 回総会につきましては、４月21 日木曜日、自治会館での開催を予定しております。第 139 回の総会につきましては、８月 25 日木曜日、26 日金曜日の両日、安曇野市さんでの開催を予定しております。安曇野市さんには大変お世話になりますけれども、よろしくお願いします。

「（２）　定例会」ですが、記載のとおり、例年にならっての開催を予定してございます。なお、６月の定例会は全国市長会議の開催に合わせて東京での開催予定となります。

「（３）　部会」につきましては、総会等で議論いただきました案件につきまして、４つの部会において県の部課長さんとの意見交換をさせていただいております。記載の 10 月18 日火曜日と 20 日木曜日の両日の日程で開催を予定しております。

（４）の「役員会」は、４月と８月の総会、そして 11 月と２月の定例会の前段での開催を予定してございます。

（５）の「知事との懇談会」につきましては、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞り、11 月 25 日の金曜日、11 月定例会の開催日に予定をしてございます。

（６）の「その他」ですが、第 168 回北信越市長会が５月 12 日木曜日、13 日金曜日の両日、安曇野市さんで、第 169 回総会は 10 月 13 日木曜日、14 日金曜日の両日、富山県魚津市で開催されます。安曇野市さんには、先ほどの第 139 回の本会の総会に先立っての開催となりますが、何分にもよろしくお願いします。

その下の「全国市長会議」及び「全国都市問題会議」につきましては、記載のとおりです。なお、４ページ、５ページには関係の資料を添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

２ページの２の「市長会が招集する主な会議」ですが、（１）の「副市長・総務担当部長会議」は７月８日金曜日に長野市さんでの開催を予定しております。長野市さんにはお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。29 年の１月 27 日金曜日の会議につきましては自治会館での開催でございます。

（２）の「事務研究会」につきましては、資料の６ページをご覧いただきたいのですが。６ページの下の表ですけれども、会計管理者会議以下、記載の 19 の研究会を各市持ち回りで開催させていただいております。当番に当たった各市の皆様方にはお手を煩わせますけれども、何分ご協力をお願いいたします。

資料は２ページにお戻りいただき、２の（４）の「県と市町村との協議の場」につきましては、第 11 回を５月 26 日木曜日、第 12 回は 11 月 21 日月曜日に開催される予定となっております。役員の市長さん方のご出席をお願いいたします。

次の３の「要請活動」から３ページの６の「軽自動車税申告書取扱事務の実施」までは記載のとおりでございます。

次に、７の「ホームページによる情報発信の実施」でございますが、引き続き市長会の活動状況や 19 市の情報等につきまして発信してまいることとしております。

８及び９は記載のとおりでございます。

事業計画につきましては以上でございますが、７ページの方にただ今ご説明申し上げました 28 年度の市長会に係る会議の開催予定を一覧にしてございますので、よろしくお願いします。何かと公務ご多忙の中、日程の調整等についてご配慮いただければ幸いでございます。

続きまして、平成 28 年度の歳入歳出予算につきまして、ご説明申し上げますので資料４をお願いいたします。

おめくりいただき、１ページをお願いします。「一般会計歳入歳出予算」でございますが、歳入予算額、歳出予算額は同額の 9,866 万 2,000 円で、今年度に比べまして 221 万円の増となっております。内容について説明申し上げますので、２ページをお願いします。

最初に「歳入の部」でございますが、主な歳入についてご説明申し上げます。

１款の負担金は 6,028 万 7,000 円で、１項の各市負担金につきましては 1,991 万 4,000 円でございます。昨年の 11 月の定例会におきましてご承認いただきました額で、今年度と同額でございます。５ページ、６ページの方には市別の負担額の一覧表等を整理してございますので、後ほどご覧いただきご確認いただければと思っております。

なお、５ページの方の資料には納入期限の記載もありますが、この記載を見ますと４月 30 日は土曜日となりますので、実際、通知を出す際には 28 日が納入期限となりますので、あらかじめご了承をお願いします。２ページの方に戻っていただき、２項、関係団体負担金は 4,037 万 3,000 円で、右の付記にありますように人件費や部屋代等につきまして交通災害共済組合から 30 パーセント、市町村振興協会から 35 パーセント、残りの 35 パーセントを市長会で負担して共通経費として支出しておるところでございます。

２款、受託収入ですが、2,748 万 8,000 円で、各市と市長会で委託契約を結びまして軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分として１件 35 円をいただくほか、軽自動車税電子データ化で１件 75 円をいただくものなどでございます。前年度に比べまして 23 万円の減となっていますが、これは好調でありました軽自動車の新車登録に陰りが出始めていること、また、県外転出車両情報を必要とする市が 18 市から 14 市に減少したことなどによるものでございます。３款、交付金は 125 万 2,000 円で記載のとおりでございます。４款、繰越金は、前年度より 230 万円多い 930 万円を見込んでいます。５款、雑収入 33 万 5,000 円を加えまして、歳入総額は前年度より 221 万円多い 9,866 万 2,000 円でございます。

次に３ページ、「歳出の部」でございますが、主な歳出についてご説明申し上げます。

１款、会議費は 259 万 7,000 円で、総会、定例会等に係る経費です。前年度に比べ、９万 2,000 円の減となっております。

２款、事務局費は 8,152 万 1,000 円で、前年度に比べまして、49 万 2,000 円の増となっておりますが、これはほとんどの項で減額となっている中において、このページの一番下にありますけれども、12 項、負担金、補助及び交付金の増によるものでございます。この負担金、補助及び交付金につきましては、これまで市長会事務局への派遣職員として、事

務局次長に係る人件費相当の負担金のみ計上してきたところでございますが、先ほど、今年度の退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第１号）案でご報告させていただきました退職者の補充につきましては、正副会長などともご相談の結果、本会としての新規採用は当面は行わず、長野県からの地方自治法派遣を求めることとなりましたので、その経費を計上したことにより、今年度より大幅に増えているところでございます。その分、１項、給料から４項、賃金までが記載のとおりの額が減となっているほか、後ほど触れますけれども、退職積立金への繰出金も減となっておりますので、いわゆる人件費相当分のトータルでは今年度より減となります。また、４項、賃金の 75 万 8,000 円の減につきましては、今年度上半期まで雇用していました育休代替職員の任用切れに伴う減でございます。

４ページをお願いします。３款、事業費は、事務研究会の助成等の経費で 150 万 2,000 円。４款、負担金、補助及び交付金は 811 万 2,000 円で、前年度に比べ、349 万 7,000 円の増でございます。これは、付記欄の２番目にありますように、５月に安曇野市さんで開催される第 168 回北信越市長会総会開催に係る交付金 350 万円の計上によるものです。６款の繰出金は、職員退職積立金特別会計への繰出金で、今年度より 80 万円少ない 220 万円を積み立てるものでございます。７款、予備費 272 万 9,000 円を加えまして、歳出総額は 9,866 万 2,000 円となります。

次に７ページをお願いします。「職員退職積立金特別会計歳入歳出予算」ですが、歳入・歳出予算額はともに 763 万 5,000 円です。内訳は８ページにありますが、歳入の部では、一般会計より 220 万円を繰り入れることになります。また、歳出の部では、当面取り崩す予定もございませんので、予備費に計上しております。

次に９ページをお願いします。「財政調整積立金特別会計歳入歳出予算」ですが、歳入・歳出予算額ともに 1,634 万円でございます。内訳は 10 ページにありますが、歳出につきましては当面取り崩す予定もございませんので、予備費に計上しています。

平成 28 年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきましての説明は以上でございます。

（三木会長）

ありがとうございました。ただ今説明した事項につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

(「なし。」との声あり)

（三木会長）

それでは、ないようですので、それぞれの事業計画、歳入歳出予算（案）について原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声あり）

（三木会長）
　ご異議がないようですので、本２件につきましては原案のとおり決定することといたしました。
　次に、エの「長野県市長会特定個人情報取扱要綱（案）の制定について」を議題といたします。事務局長より説明を願います。

（市川事務局長）
　それでは、資料の５をお願いいたします。
　最初に、１の制定の趣旨でございますが。個人番号制度の導入によりまして事務局職員に係る源泉徴収票作成事務や厚生年金届出事務等、また第三者への報酬支払調書の作成事務などにおきまして、取り扱う特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の保護に係る安全管理措置等について定めるものでございます。
　内容ですが、第１章総則では、要綱の目的と個人番号取扱事務の範囲など、第２章では、安全管理措置として、組織体制や特定個人情報の管理など、第３章では、特定個人情報の取得としまして個人番号の提供や、それを求める時期及び収集の制限など。以下、第４章では、特定個人情報の利用、次のページにまいりまして、第５章において保管、第６章が提供、第７章が開示、第８章において廃棄、最後に第９章にその他と、このような構成になっています。施行日は、平成 28 年４月１日を予定しております。
　説明は以上です。

（三木会長）
　ただ今の説明に対し意見、質問等はございますか。

（「なし。」との声あり）

（三木会長）
　それでは、ないようですので原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声あり）

（三木会長）
　それでは、本件につきましては原案のとおり決定することといたしました。
　次に、オの「市長会から選出する各種団体等の役職について」を議題といたします。事務局長より説明願います。

（市川事務局長）
資料の６をお願いいたします。このたび、長野県からは、「長野県産学官協働人財育成円卓会議委員」、「長野県災害・救急医療体制検討協議会委員」、「長野県介護保険審査会委員」及び「長野県景観審議会委員」の推薦依頼がお手元の資料の３ページから６ページのとおりありました。市長会からの推薦に当たりましては、所管部会長さんなどお一人に集中しないよう部会所属の市長さん方に分担していただくこととしておりますほか、これまでの経過等も踏まえ、選出案を考えております。

最初に、産学官協働人財育成円卓会議委員につきましては副会長の牧野飯田市長さん、災害・救急医療体制検討協議会委員には社会環境部会から柳平茅野市長さん、介護保険審査会委員及び景観審議会委員につきましては引き続き白鳥伊那市長さんと柳田佐久市長さんにそれぞれお願いしたいと思います。

資料の２ページ、裏面をお願いいたします。日本赤十字社長野県支部長からは、日本赤十字社の代議員候補者につきまして推薦依頼がございまして、関係する資料は７ページの方にございます。日本赤十字社関係につきましては、これまで市長会の相談役さんに就任いただいておりますので、母袋上田市長さんに引き続きご就任をお願いしたいと考えております。なお、今回から代議員候補の推薦につきましては２名から１名となっております。

説明は以上です。

（三木会長）
ただ今の説明に対して、ご意見等ございますか。

（「なし。」との声あり）

（三木会長）
ないようですので、それでは原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声あり）

（三木会長）
ありがとうございます。ご異議がないようですので、本件につきましては原案のとおり決定することといたしました。

（３）報告事項

（三木会長）
次に（３）、「報告事項」に入ります。報告事項の「ア　第10回県と市町村との協議の場

について」及び「イ　全国市長会執行体制のあり方に関する検討会議の経過等について」の２件を一括して事務局長より説明願います。

（市川事務局長）

それでは、最初に資料７をお願いします。第10回県と市町村との協議の場についてご報告申し上げます。先ほど会務報告の際にも少し触れたところでございますが、昨年 11 月 24 日に県庁において開催された第 10 回となりますこの協議の場には、市長会からは正副会長と４名の理事全員のご出席をいただき、また県側からは正副知事等が出席して資料の１ページ記載の２項目の報告と「みんなで支える子育て安心県づくり」をテーマに意見交換を行いました。当日配付されました資料をご参考までに添付させていただきましたが、この場の確認事項としましては、資料の最後のページ、17 ページをお願いします。

１の報告事項の（１）「移住・二地域居住の推進～空き家の有効活用による住まいの提供～」と「企業・人材の誘致」につきましては、この資料の４ページと５ページから９ページまでの最終報告をもって了承することとなりました。そして「移住・二地域居住の推進～若者の県内就業促進～」ですが、こちらにつきましては、引き続きワーキンググループで検討を進めてまいることになっております。

今回のテーマであります「みんなで支える子育て安心県づくり」につきましては、医療・保健・福祉等人材の確保に向けまして事務レベルのワーキンググループを設置し検討してまいることとなりました。また、子どもの貧困対策につきましては、県と市町村が十分な意見交換を行いながら具体的な取組を進め、記載の会議を設置のうえ県民総ぐるみで推進することとなったところでございます。

続きまして、資料の８をお願いいたします。全国市長会執行体制のあり方に関する検討会議の経過等ですが、先月 27 日に３回目となります検討会議が東京で開催されました。この結果、資料の１ページの４にありますように、（１）の政策面で会長を支える会長代理等の設置につきましては、支部推薦の副会長とは別に若干名の会長推薦の副会長を置き、支部推薦の副会長と同様に総会において選任するとともに、その職務は同じとする。さらに、資料の２ページの一番上、（２）になりますが、会長の多選制限につきましては、一部の支部から今後も配慮することが必要等の意見があった旨を付記したうえで導入は行わないということ。（３）の副会長の任期でございますが、支部推薦の副会長、また新設の会長推薦の副会長は、ともに１年として再任は妨げないものとすること。これらを取りまとめの方向として決定し、文言等は座長の立谷相馬市長に一任されたところでございます。今後、会長への報告がなされ了承されれば、会則等の改正案が作成され、６月の全国市長会通常総会においてご審議されることとなります。

報告は以上でございます。

（三木会長）

ただ今の説明に対してご意見、質問等はございますか。

（「なし。」との声あり）

（三木会長）
それでは、ないようですので、報告につきましてはご了承いただいたものとさせていただきます。

（４）その他
（三木会長）
次に（４）の「その他」でございますが、何かありますか。全体を通じてでも結構ですし、今の議題に関係くても結構ですが。よろしいですか。それでは、ないようですので、以上をもって議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
それでは、おかげ様で非常に議事がスムーズに進みましたので、県の方が到着するのが50分ということですから、50分まで暫時休憩させていただきます。ありがとうございました。

休憩　午後１時38分

再開　午後１時50分

（５）県からの施策説明
（三木会長）
それでは、続きまして「県からの施策説明」に移りたいと思います。
初めに、「長野県強靭化計画の策定について」、野池危機管理監兼危機管理部長から説明をお願いいたします。

（野池危機管理監兼危機管理部長）
危機管理部の野池明登でございます。市長さん方には、日頃、防災・減災、日頃の訓練、お世話になりまして、大変ありがとうございます。今日は、県の強靭化計画（案）につきまして、説明をさせていただく時間を頂戴いたしました。よろしくお願いいたします。着座で失礼します。
資料９をお願いします。現在、長野県強靭化計画（案）ということで、県議会の方にも案の形でご説明させていただき、ご意見を頂戴し、年度末に正式な決定をするということで進めているものでございます。
一番上に強靭化の定義ということで、平時から備えをしっかりと行うことにより、社会

全体が災害に強くなること。災害に強い長野県を目指すと。これを目指しております。策定の趣旨のところの一番下にありますけれども、国土強靱化基本法がございまして、県、市町村はこの災害対応強靱化の分野で最上位計画として国土強靱化計画と調整をとる形で計画を作ることができるという形になっているところでございます。

２の策定の手順でございますが、左の方から、これまで長野県は様々な災害があったわけですけれども、その経験を踏まえ、例えば人命保護ですとかライフラインの確保等、七つの基本目標を設定し、32 の「起きてはならない最悪の事態」、死傷者の発生ですとか情報通信の途絶といったものを想定して、それを克服するための施策、達成目標を設定するというものでございます。専門家の方からもご意見をいただき、また市町村にも県下４ブロックで説明会を開催し、その際に貴重な意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

資料９の下の４の計画の特徴ですけれども、計画自体、150 ページほどの厚いものでありますけれども、この計画の特徴、六つほどあります。総合目標というものを考えていますけれども、強靱化計画を一言で言うと、「多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく」という形にしております。そして（２）ですけれども、策定過程で、電力会社、運輸、通信などのライフライン関係事業者の皆様にも主体的に参画をいただきました。具体的に、災害に強い長野県のためにどのような取組をすべきかというものを自分たちで考え、検討を一緒にし、記載をしていただきました。また（３）にありますけれども、県民の皆さんにぜひこれは取り組んでほしいという呼びかけをこの中でしております。こういった形は、他県にはない取組でございます。また（４）は、御嶽山の噴火災害などがありますけれども、長野県特有の火山、土砂災害等のリスクをしっかりと把握をしたうえで、それに対する対応策を来年度の当初予算編成と併せて位置づけたところでございます。また、いわゆる災害弱者、外国人旅行者、女性、要配慮者等への対応もしっかりと位置づけたところでございます。また（６）にありますけれども、県だけでは対応できない災害も当然想定をしたうえで、広域応援体制も位置づけたところです。

裏の２ページは、国の国土強靱化基本法の概要でございます。

少し飛びますけれども、５ページが県の強靱化計画の案の概要でございます。左上の趣旨のところの一番下にありますけれども、計画期間は県の５か年計画と合わせ、まず平成28、29 年度の２年間、その後は、これも県の５か年計画と合わせて５年間と考えております。左下にありますのは、これまで長野県が経験した災害で、ここから様々なことを学びとるということを基本にしています。右側の一番下ですけれども、七つの基本目標は、小さな字で恐縮ですが、人命保護、負傷者の救助・救急、ライフラインの確保、経済活動を停滞させない等々、七つ記載しております。また、県民の皆さんへの呼びかけ、自助、共助、住宅の耐震化、家具の固定、家庭での備蓄、それから地震保険の加入など、計画の中に呼びかけをさせていただく形で位置づけているものでございます。

この計画ですけれども、私ども、県の方で策定過程で各部の様々な施策を横串に刺す中

では足りない部分、弱い部分が浮かび上がってきたということがあります。それから、ライフライン事業者の皆様との策定過程の中で連携を強化することもできました。大変有意義な策定過程だったと思っております。現在、市町村におかれましては、例えばすでに策定を終えられている松本市さんですとか、本年度策定予定という東御市さんですとか、あるいはご相談を受けている市町村もいくつもございます。ぜひ私どもが相談に預からせていただきたいと思っておりますので、市の皆様におかれましても、この強靱化計画の策定につきまして格段のご配慮をいただければありがたく存じます。説明の方は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（三木会長）
　ありがとうございました。何か質問、意見等はございますか。
　よろしいですか。それでは今、野池部長の方からも相談に乗ってくださるということですので、これから制定するところにあっては、また相談に行きたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

（野池危機管理監兼危機管理部長）
　はい。

（岡田千曲市長）
　いいですか。

（三木会長）
　はい。岡田市長。

（岡田千曲市長）
　実は一昨日、ＪＲさんと懇談会がありまして。これは観光も含めての懇談会だったのですが。北陸新幹線は非常にトンネルが多いのです。今、この強靱化計画の基本目標の中に、通信が大事なのですが、トンネルの中はほとんど通信ができない。これは実は、私どもは戸倉上山田温泉を持っているので、インバウンドのお客様にも大変不評なのです。何とか、いつ、どのような災害が起きるかわかりませんので、トンネルの中でもしっかりと通信ができる体制をしておいていただかないと、何かあったときに携帯電話を使えないのです。今、まったく使えないのです。ましてや北陸の方面はトンネルがたくさんありますので。昨日も国にそのような話をしてまいったのですが、何とか防災計画の中といいましょうか、国土強靱化の中でも、通信網は大事なので、トンネルの中の通信ができるように県からも働きかけをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

（三木会長）
　いかがですか。

（野池危機管理監兼危機管理部長）
　トンネルの中での携帯電話の環境、電波環境ですけれども。例えば、緊急メールが届かないとか、あるいは今、話がありました観光の面でも情報が得られない等、非常に不都合なことが多々あります。これまでも県の方でＪＲさんにはその辺の現状も踏まえたうえで要望をしているところですけれども、さらに今お話いただきましたような観点を踏まえ、引き続きお願いをしてまいりたいと思っております。

（三木会長）
　どうぞ。

（岡田千曲市長）
　ＪＲはやりたいらしいのです。どこが原因だといったら、総務省の電波を管理しているところなのです。そこで、整備に国から補助金が出るのですが、どうも順番を待っているという話で、なかなかできていないのです。今度、北海道新幹線が開業しますけれども、そのときにどうなるかわかりません。北陸は本当に、東海道の代替ルートになるものでありますので、順位は早く上げていただいて通信できるようにお願いしたいなと。恐らく、ＪＲさんにいっても、ＪＲはやるといっていますけれども、その先の総務省だと思うのですが、その辺りのところを確認いただきたいと思います。

（野池危機管理監兼危機管理部長）
　はい。承知いたしました。ありがとうございます。

（三木会長）
　ほかにいかがですか。よろしいですか。では、今の件も含めてよろしくお願いします。ありがとうございました。

（野池危機管理監兼危機管理部長）
　はい。わかりました。ありがとうございました。

（三木会長）
　それでは、次に、「地方創生加速化交付金等について」堀内市町村課長から説明をお願いいたします。

（堀内市町村課長）

市町村課長の堀内昭英です。市長さん方には、日頃から大変お世話になりまして、この場で御礼を申し上げます。それでは私から地方創生加速化交付金につきまして、ご説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

資料の 10－１をお願いします。地方創生加速化交付金についてでございます。国は１億総活躍社会の実現に向け、緊急対応として地方創生加速化交付金を 27 年度の国の補正予算で計上をいたしました。予算額は 1,000 億円ということで、補助率は 10 分の 10 となっております。

３のところに支援対象ということで書かせていただいておりますけれども、支援対象につきましては記載のとおりで、以前の地方創生先行型交付金の上乗せ交付、タイプⅠと呼んでいましたけれども、タイプⅠと同様に先駆性が求められているというところでございます。

この加速化交付金につきましては、後ほど説明いたしますけれども、新型交付金、28 年度の当初予算案で国が計上しているものでございますけれども、そちらと比べ、補助率の面や審査の面で自治体にとって都合がいいと考えております。このため、県といたしましては、より多くの市町村が今回の加速化交付金が申請できますように県と市町村、あるいは市町村間の地域間連携を検討するための申請予定事業といったことの、情報の共有や連携ということに調整をさせていただいています。

この交付金の提出期限というのは、県の方に２月 15 日までに提出をいただくということになっていますけれども、その前に内閣府の方に事前相談をしてくださいと言われております。必ず事前相談をしていただきますよう、電話、あるいはメール、直接訪問等、事前相談、すでに行っていただいているところもございますけれども、国の担当からは提出前には必ず事前相談してくださいと言われておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、事前相談に当たりましては、内閣府の担当者からは書き直し等、提出事業に対しまして厳しいことを言われますけれども、簡単には諦めず、粘り強く交渉をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。より良い事業内容となりますように、修正を加えながら粘り強く交渉していくことが大切と思われますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、資料 10－２を見ていただきたいと思います。こちらは、平成 28 年度の国の当初予算案で計上されております新型交付金でございます。予算額は 1,000 億円ということで、事業費ベースでは 2,000 億円と言われております。それは、補助率が２分の１ということですので、事業費ベースでは約 2,000 億円となっております。

この交付金の特徴としましては、補助率が２分の１であるということ。また、この交付金を受けるには、地域再生法に基づく地域再生計画を内閣総理大臣宛に提出するといったことでございまして、この地域再生計画が認定された事業に交付されることになっており

ます。地域再生計画の事業期間は複数年、５年までとなっております。それで、この交付金のタイプは三つありますが、そのうちで先駆タイプにつきましては外部有識者の委員によります審査があるということでございます。これらの特徴がありますので、今年度の補正の加速化交付金に比べて少しハードルが高いのではないかという印象を持っております。

具体的なスケジュールにつきましては、現時点ではまだ発表されておりませんので未定ですけれども、内閣府においては28年度の前半と後半の２回に分けて地域再生計画の認定と交付金の交付決定を行うということだと聞いております。また、国からの情報提供等がございましたら、速やかにお伝えしたいと思っております。

また、この新型交付金に対する地方負担に対する財政措置ですけれども、半分の地方負担分に対する措置なのですが、ソフトに関しましては、その地方負担分の５割が普通交付税に措置されると。残りの５割は事業費に応じて特別交付税が措置されるという予定になっております。また、ハードにつきましては地方債が対象になっており、一般補助施設整備事業債等が充当されると聞いているところで、充当率が 90 パーセント、交付税算入が 30 パーセントということでございます。今後、地方創生の取組を着実に進めるためにも、この交付金の活用を積極的にお願いしたいと考えております。

また、資料はございませんけれども、県の総合戦略の改定について少し説明させていただきます。県では、これまで地域戦略会議等で、ご検討いただいた市町村との連携施策といったものや、県の新年度予算編成等を踏まえ、総合戦略の改定作業を現在やっており、来週公表をする予定としております。県議会はじめ、人口定着・確かな暮らし実現会議やパブリックコメントなどで意見をお伺いした後、今年度末には改定を決定するという予定でおります。引き続き市町村の皆様としっかり連携しながら地方創生に取り組むということにしていますので、よろしくお願いします。説明は以上でございます。

（三木会長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対して、何か質問、意見等はございますか。

（宮澤安曇野市長）

よろしいですか。

（三木会長）

はい。宮澤市長。

（宮澤安曇野市長）

２月 15 日までということですが、今、長野県内の各自治体での要望額が、数字的なものがある程度わかりましたら。これは 10 分の 10 ということですけれども、1,000 億円を全国で、言い方は悪いのですが、ばらまくようになります。予算組みをしても、国の方の選

定から漏れればその事業が滞るというようなことになります。お互いの自治体間競争でという趣旨があるのだろうと思いますが、見通しといいますか、どの程度、内閣府の方で採択されるのか。事前打合せをしても、はねられるということになれば、時間と金の、ある面では無駄になってしまうと思いますが、その辺りの見通しはどうなのですか。

（三木会長）
お願いします。

（堀内課長市町村課長）
現在、国は、単独事業につきましては市町村は２事業までという制限がされており、金額につきましても 4,000 万円から 8,000 万円という上限が設定されておりますので、その範囲であれば、あとは内容次第ということになるかと思います。県内の今の状況でございますけれども、金額の積み上げは今のところできておりませんけれども、ただ、事業数につきましては、全市町村合わせて 100 を超える事業が事前相談、あるいは事前相談をする予定となっています。

（三木会長）
ほかにいかがですか。

（牛越大町市長）
お願いします。

（三木会長）
はい。牛越市長。

（牛越大町市長）
28 年度の方の新型交付金の関係で、事業費 2,000 億円、そのうち国からの交付金が 1,000 億円。先ほど、堀内課長さんからは地方財源、地方負担については普通交付税２分の１、特別交付税は２分の１ということなのですが、地方交付税のうちの普通交付税の方の算入方式は、いわゆる単位費用でやる標準事業費方式なのか、又は事業費補正方式なのか、その辺りはもうお分かりになっていらっしゃいますでしょうか。

（三木会長）
では、お願いします。

（堀内課長市町村課長）

普通交付税の単位費用になると考えています。

（牛越大町市長）
わかりました。ありがとうございました。

（三木会長）
ほかにいかがですか。よろしいですか。
では、また、いろいろな面で相談に乗っていただきたいと思います。堀内課長にはありがとうございました。
それでは、次に、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例について」、宮村資源循環推進課長から説明を願います。

（宮村資源循環推進課長）
資源循環推進課長をしております宮村泰之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の概要につきまして説明をさせていただきます。失礼ですが、着座で説明をさせていただきたいと思います。
資料11の１ページからお願いをしたいと思います。まず、この条例の目的は、廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境の保全に資することでございます。この目的を達成するため、廃棄物の適正な処理に関する規制ですとか、処理施設の設置に関する合意形成の手続等を定めている条例でございます。県の責務といたしましては、法律や条例に基づく行政処分、勧告等を厳正かつ速やかに行うことと決められているところでございます。
廃棄物の適正な処理に関する規制の部分につきましては、時間の関係で省略をさせていただき、今日お話のありました事業計画協議につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。資料の２ページの下段の方、４の（２）の事業計画協議のところをご覧いただきたいと思います。
事業計画協議は、廃棄物処理法に基づきます産業廃棄物処分業や施設設置の許可申請などに先立ち、事業計画者と関係住民の皆様等が開かれた場において十分なコミュニケーションを行い、その過程を通じて事業計画をより良いものとして、もって関係住民等との合意形成を図るための手続となっております。合意形成を図るための手続ではございますが、最終的に合意形成は絶対条件とはされておらず、事業計画者が果たすべき義務を果たしたと認められるような場合につきましては、合意に至らない場合でも事業計画協議が終了する場合がございます。
３ページに事業計画協議のフローをお示ししてございます。事業計画協議は、大きく分けると計画概要説明会と事業計画説明会の二つに区分をされます。計画概要説明会は計画施設などによって、影響を受ける周辺地域の範囲を特定するための段階であり、事業計画説明会は対象周辺地域の生活環境の保全上どのような課題があるのか、そしてその解決の

ために事業者はどのような対策をとっているのか、などといったことに関し、地域住民と事業計画者が話し合う段階となっております。それぞれの段階で関係の市町村長さん、あるいは住民の皆様から県や事業計画者に意見を言っていただく機会がありますし、知事には皆さんの意見を参考にして事業計画者に意見を言う機会が設けられております。また、破線以下に記載してあるとおり、知事は協議の要所要所で丁寧な合意形成が図られるよう事業計画者に手続をやり直すなどの勧告ができることとされております。一番下の注として書いてありますが、これらの手続の過程で事業計画者が計画を廃止することは随時可能となっておりますし、現実に協議の途中で計画を廃止した例も過去にございます。

今日お話をいただいたときに、許認可業務ですとか計画協議への県としての取組のスタンスや考え方というようなお話をいただいておりますので、この辺りについてお話をさせていただきたいと思います。

私ども県は、事業計画者の計画内容が廃棄物処理法の基準に合致しているかどうかを厳正に審査し、許可・不許可の判断をする立場でございます。また、事業計画協議におきましては、条例に定める手続に従って適正に協議が行われるように指導、監督をする立場でございます。これらのことから県といたしましては住民の皆様、あるいは事業者、どちらにも偏らない中立的な立場であるという認識をしてございます。計画協議の段階では、地域との合意が形成されますように、事業計画者には地元の皆さんと真摯に向き合い、丁寧な対応や十分な説明を行うよう指導をしてまいりますし、地域の住民の皆様には計画者の計画について、地域に居住する、地域を熟知する皆様として生活体験に基づいた生活環境保全上の意見をお出しいただくように期待をしているところです。さらに、事業計画協議に引き続き、事業計画者が許可申請に至った際には、法の許可基準である周辺地域の生活環境の保全について、適正な配慮がなされたものであるかどうかにつきまして、事業計画協議を通じて市町村の皆様から出された意見を参考にして判断をさせていただくものでございます。

それからもう一つ、合意形成についての県の役割ということでお話をいただいております。これにつきましては、法に基づく許認可に当たりましては、地元との合意は許可の条件にはなってございません。従って、合意がないことを理由として許可申請書を受け取らないとか、あるいは不許可という判断をすることは法律上許されておりません。しかし条例では、事業者に関係住民との良好な関係を構築するように努めるようにという義務を課しておりますし、環境保全協定の締結を地元から求められたときは誠実に応じるようにというような規定も置いているところでございます。こういったところから県といたしましては､事業者と地元地域との関係というのは大変重要なものだという認識をしております。そういった中で、事業計画協議に当たり、県としてもできる限り合意が形成されるように事業計画者の指導をしてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（三木会長）
ありがとうございました。何か質問、意見はございますか。はい。杉本市長。

（杉本駒ケ根市長）
うちの地区もそうなのですけれども、今、産業廃棄物の中で放射性物質を含んだ産業廃棄物の最終処分場の計画がございます。市民、また住民の皆さんがそういうものに対する非常に風評被害を含めて、よく分からないことがたくさんあるものですから、非常に不安感を持っているわけであります。今の話をお聞きしますと、県においては住民等々の合意がなくても法的に淡々と進めますというような話だと聞いておりました。特に放射性物質等を含んだ長野県内に持ち込む等、ほかの県等では、けっこう積極的にそのようなものはうちには入れませんという判断をしたりしているのですけれども、長野県としての、特に放射性物質等に対する県の考え方というのはどうなっているのかが分かったら教えてください。

（宮村資源循環推進課長）
今のところ県といたしましては、環境省が示している基準、一般の管理型の最終処分場におきまして 8,000 ベクレル以下のものについては埋立てができるという基準がある中で、それを上回るような基準をかけるということに関しては慎重に考えておるところでございます。ただ、住民の皆様が不安に思っていらっしゃるということは十分承知をしておりますし、そういった意味で、許可・不許可という世界ではない中で、住民の皆さんの不安解消のために何が県としてできるのかというようなことは、また考えていく必要があると考えております。

（三木会長）
はい。杉本市長。

（杉本駒ケ根市長）
そうした中で、われわれ市町村は、どうしても専門的な人の意見等がないと、なかなか理解してもらえないと思うので、県の姿勢として、県が専門的な人の意見を聞くなどして、住民の皆さんにもそのような専門の皆さんの意見を聞くような機会等、そのようなことは県としてはやるお考えはありますか。

（三木会長）
はい。お願いします。

（宮村資源循環推進課長）

今、市長さんは、地域のある事業を念頭に置いておっしゃっていると思いますが。私どもとしましても、今の段階では事業計画協議にも至っていない段階ですので、特に考えておりませんが、事業計画協議に至った段階で、もしもそういった専門家を含めたような意見交換といった機会が必要であれば、それについては検討してまいりたいと考えているところでございます。

（杉本駒ケ根市長）
もう一ついいですか。

（三木会長）
はい。どうぞ。

（杉本駒ケ根市長）
特に、長野県は観光県ですので、いろいろな意味でそういった県の姿勢をまわりの人は見るのではないかと思います。風評被害等がないように、また農作物等でも、長野県の農作物は自然環境の豊かな中で作っているということで高い評価もいただいているのではないかと思いますので。そういう意味では、そうした住民の不安を払拭するためにも、長野県がしっかりしてやらないと、長野県としての姿勢が問われるのではないかと思っていますし、私たちは住民の意見をしっかり受け止めて対応せざるを得ないのではないかと思っていますので、ぜひ長野県も強い姿勢で、早めからアナウンスしていただくのが長野県のためにとっても私はいいのではないかと思っております。

（三木会長）
いかがですか。

（宮村資源循環推進課長）
早い段階からというお話でしたが、先ほど言ったように、一応県が正式に、公式に関わりを持つのは条例の手続が始まってからと考えております。その前の段階からということに関しては、貴重な提案として、私どもとしてもまた検討させていただきたいと考えております。

（三木会長）
ほかにいかがですか。はい。

（小口塩尻市長）
確かに正論であって、そのとおりだと思いますが、現実問題として一般論で言えば、産

廃は県が、一般ごみは自治体がというルールは恐らく変わっていないと思います。その中で、私どもも新聞で出た杉本さんたちと同じようなことが進んでおり、改めてこの条例の意味するところ、現実性の納得性などを疑問に思うようになりました。それで本日の提案をさせていただいた次第です。

確かに、長野県そのものが他の県に依存しているという現状を是認するわけにはいかないという立場の一人でもありますし、また、現実論との中でも非常に悩むところでございますが、これは住民にもお話しますが、今、合意形成の定義が明確になりました。合意形成がなくても、必要に鑑みれば許可の可能性はあるということですね。これは正論だと思います。

その前段の事業概要説明会の開催がこのフローの中にありますね。ゆえに、これをやってしまうと県はそれに乗ってＯＫしてしまうのではないかという疑心暗鬼に、ほとんどの住民が陥っています。従って、この説明会を絶対させないというところで一番前にバリアを張ろうとしているのです。すなわち反対運動ですよね。けれども私たちはそれに与するわけにいかないというある程度の良識がありますので今悩んでおります。もう、これは質問してもしようがないのですが、それがいいか悪いかといっても、課長も回答に困ると思います。田中康夫県政の最たるつけのマイナスの部分が、宮澤市長もよくご存じの地元でありますが、私もある程度知っている身として一体どうしたらいいのか、正直にどうしましょうかということが、いま塩尻で起こっております。

また、産廃は県が一義的に責任があるはずなので、業者が倒産したときに、県が全部面倒や費用を見てくれると言ってくれれば、また少しは考えると地元の区長さん方はおっしゃるのです。確かにあまり情報のない中で、区長の責任のある立場としたらこれはしようがない。そう言わざるを得ないということもよく分かりますので、今、回答のない質問をしてしまったような感じですけれども、何か見解がありましたらぜひ。私たちが前向きにどのように取り組んでいったらいいのかという示唆でも構いませんので、お願いします。

（三木会長）
いかがですか。難しいですよね。

（宮村資源循環推進課長）
申し訳ありません。私も日々悩んで仕事をさせていただいておりますので、なかなかいい回答ができません。誠に申し訳ございません。

（三木会長）
どうぞ、牧野市長。

（牧野飯田市長）

いろいろ現実の問題として課題の多いところだなと思っていまして。私どものところでも、一つ大きな案件を抱えていまして。要は、事業許可がなくて、先ほどお話がありましたように冷蔵庫等を集めてしまい、リサイクル法に則らないような形ですけれども、山積みになってしまい、このまま行くともう周りに影響を及ぼしかねない。普通に考えれば、こうしたものは産廃扱いになるのではないかと思うのですけれども、なかなか許可も何もない中で。これはもう、産廃でないと一廃でしかないといった議論になってくると、結局、産廃ですと国の補助等が期待できるのが、一廃になってしまうと、もう市町村の責任なので、全部一財を持ち出す覚悟で代執行をせざるを得ない。そういった現実的な課題を考えたときに、許可を得てきちんとやるという以前に、言ってみれば闇でそういったことをやってしまうような業者に対し、一体どういった対応をとっていけばいいのか。最終的に市町村が一廃扱いで代執行するとなると、まだ飯田市の場合は許容範囲の中で何とか措置をしようと我慢しているところがありますけれども、隣の静岡県の牧之原市等では費用が億単位になってしまい、市だけではとても面倒見きれない。ましてや長野県の中でも、小規模町村のようなところなどではとても対応できないと思うのです。

非常に現実的な話として、この産廃か一廃かという議論と、一廃のときにそれを全部市町村が一財で本当に対応しなければいけないのかどうかというかなり根本的な話があると思うのですけれども。そこについてはもちろん、先ほどお悩みになっているという話なので、そのようなことも含めてだと思うのですけれども、見解をお聞かせいただければと思います。

（三木会長）

いかがですか。

（宮村資源循環推進課長）

産廃、一廃の区分については、どういった排出形態から出されているものかということで判断をしていきますので、その許可の有無というようなこととはまた若干違う。つまり、その排出形態のようなところで判断をさせていきますので。また産廃、一廃で判断に困るようなことがあれば、地方事務所でも私どもでも結構ですのでお話いただき、相談をさせていただきたいと思います。また、経費の関係につきましては、今のところ私からは。

（牧野飯田市長）

国に、そういったところが課題なのだということを、一緒に言ってもらえればと思います。

（宮村資源循環推進課長）

私どもとしても、国と会って話をするような機会はありますので、各市町村の皆様から

そういった意見があるという話については、また繋がせていただきたいと思います。

（三木会長）
　はい。宮澤市長。

（宮澤安曇野市長）
　実は、この問題についてはどこの自治体も大変悩みを抱えていると思います。私どもの市も、一業者の一廃、産廃、それぞれの施設の中で裁判を起こされていまして、業者が住民を訴える、住民が業者を訴える、また住民が市を訴えるというようなことで、一つの施設についていくつもの裁判にかけられています。このような状況で県も訴えられているわけですが、かつて田中県政以前には、廃棄物の処理事業団を作り、産廃も一廃も住民にとっては不可欠な問題なので共同処理というようなことで取り組んだ期間があります。その中で阿智村に１か所、そして私ども旧豊科町に１か所というようなことで事業が進んでおりました。これはご案内のとおりです。賛成、反対。反対があれば、ゼロから、スタートからやり直すというようなことで、それぞれの場所がつぶれてしまったという経過があります。一廃の最終処分場につきましては、長野県では１社だけだということで、他県にお願いしているという状況がございます。自区内処理という面から考えれば、長野県全体でどのようにしていったらいいか考える時期だと思っています。市長会としても、県に最終処分場の問題を一緒に検討してもらえないかという話をしておりますけれども、先ほど課長が言われたように、手が回らないような状況だというのはお聞きをしております。阿智村へは取り付け道路まで当時の土木部で建設をしたという経過があって、あれは県のものになっており、すでにタケノコ林になっているという話をお聞きします。
　県としては、市町村と共同で一廃、産廃、もう１回、ともに県民生活を守るという面から考え直すという考え方があるのか。それから阿智で事業団がかつて買ったあの土地は今のまま放置をしておくのか。今後の取組等についてお聞かせいただきたいと思います。

（三木会長）
　はい。では、お願いします。

（宮村資源循環推進課長）
　先ほどから一廃、産廃という言葉が出てきていますが、一廃だから県は一切手を出しませんというつもりはありません。また、一廃についても、市町村の皆様と一緒になって取組を進めていきたいと思っております。
　それから、阿智村の関係ですが、現在取得した土地については、毎年地元の皆さんのご協力も得ながら管理をしているところでございます。今の時点では、産業廃棄物の最終処分場として、県内の、先ほど来、自区内処理ですとか県外への流出というような問題が各

市長さん、問題意識としてお持ちをいただいていると理解をしておりますが、県内の最終処分場は、逼迫した際には県として公共関与で、阿智村に最終処分場を整備していくというように考えております。

（三木会長）
ほかにいかがですか。はい。どうぞ。

（宮澤安曇野市長）
すでに一廃については、ほとんどが自区内処理を一部やっていても、県外、あるいは県内の一業者にお願いをしているという状況があり、恐らく近いうちにもう満杯になるのではないかと思います。相当なお金をかけて県外へ排出している。私どもも小坂町、鉱山の跡地の方へお願いをしています。貨車で出しています。このような状況ですけれども。一杯になるのを待ち、そこを活用するということでなくして、当時、事業団がそこを共同でやるということで買ってありますので、有効活用をぜひ考えていただきたいと思います。

（三木会長）
もしお答えになられれば。あまり無理しないように。非常に難しい問題ですので、今日この場で結論を出すというわけにはいきませんから。
また、これは継続して検討する必要があるのではないかと思います。それで、須坂市の場合をいくつか例をあげ、お話申し上げたいと思います。一廃か産廃かわからないようなところで不法投棄があったのですけれども。それは、長野地方事務所と須坂市の方で業者をある程度特定し、業者に搬出してもらい、尚かつ、それで間に合わない場合には土地所有者に片づけてもらったという例があります。
もう一つ思いますのは、非常に専門的知識なものですから、専門的知識が必要なのと、実態的な処理をするのにいいケースがいくつもあると思うのです。そのようなケースをみんなで、担当者段階で勉強することも大事だと思います。
それから、私どもは一般廃棄物の最終処分場、おかげ様で候補地を一応決定したのですけれども、非常に難しい問題なのです。もし必要があれば、私どもの職員はもう８年ぐらいやっているのです。従って、相当いろいろなノウハウがあるのです。それから、放射能の関係だとか、国立環境研究所の先生と非常に親しくなっておりますので、そのような情報もありますので、また担当者の皆さんが大変持っていますから、そのような勉強会を開くというのと、もう一つ、今の阿智の問題についても県としてどのような方向に行くかというのは、また私どもと一緒になって検討してもらえればいいと思うのです。
いかがですか、ほかには。よろしいですか。非常に難しい問題ですから。課長さんも大変ですけれどもよろしくお願いします。
よろしいですか。

それでは、いろいろな課題がありますけれども、また県と市と一緒になって検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、「本社機能の企業誘致促進について」、石原産業政策監兼産業労働部長から説明をお願いします。

（石原産業政策監兼産業労働部長）

産業労働部長の石原です。よろしくお願いいたします。それでは、私の方からは、本社機能の誘致促進について説明をさせていただきたいと思います。資料の 12 をご覧いただきたいと思います。

国において、地方創生に係る施策の一環といたしまして、地方再生法の一部改正を昨年行い、地方へ本社機能等を移転した事業者に対し、最大で 30 パーセントの減税措置を行うということで、地方拠点強化税制を設けたところです。県といたしましては、この減税措置の適用を受けるため市町村の皆様と一緒に、２番にある地域再生計画の策定を現在まで進めてまいりました。おかげ様で、62 の市町村の計画の認定を国から得たところでございます。ご協力ありがとうございました。

次でございますけれども、その一番下の図をご覧いただきたいと思います。３の下の図です。今回の国の支援策は、中小企業の場合で、横軸で見ていきますと５人以上の雇用が条件となっております。長野県へのこれまでの本社機能の移転の実績を見ますと、なかなか５人以上の移転というものが少ないということがわかりました。また、小規模なものが多いということです。そこで、２人以上の部分においても、県独自の助成策を創設し、支援を行ってまいりたいと考えております。これにつきましては、３の（２）の①の部分でございます。具体的には、イに書いてあります転入者一人に対して 80 万円、それからアのところの事業所のレンタル料などで最高 100 万円の支援が用意してあるというところでございます。さらに、また、下の方の図に戻っていただきたいのですけれども、真ん中の上の方に白抜きで県の支援と書いてありますが、1,000 万円以上の投資に対しては、国の支援策に加え、県の不動産取得税や事業税の 95 パーセントを減税することとしております。これにつきましては、１月４日の新聞で大きく報道されまして、全国のいろいろな企業からその支援策についてのお問合せをいただいたところでございます。このように、国と県の支援策、そしてさらにその右にある市町村の支援策が準備されましたので、平成 31 年度までの強化年間の間、皆様方と一緒に本社機能、また研究機能を誘致していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、一緒に参考資料ということで配らせていただいた、この資料ですけれども。中に１枚資料がございます。この資料集をご覧いただきたいと思います。長野県プロフェッショナル人材の戦略拠点を設置しましたという資料です。この事業でございますが、県内外の専門知識を持つプロフェッショナル人材と県内の専門知識を求めている企業さん、この方々を上手くベストマッチングし、さらに県内の企業さんの稼ぐ力の底上げを図りた

いというものでございます。元信州大学の三浦副学長にリーダーをお願いし、昨年 11 月からスタートしております。各市町村の企業の方々で専門知識を有する人材をお探ししているようでしたら、ぜひともこの戦略拠点をご利用いただきたいと考えております。説明は以上でございます。

（三木会長）
ありがとうございました。
ただ今説明いただいた事項について、何か質問等はありますか。よろしいですか。では、申し訳ないですね、質問がなくて。

（石原産業政策監兼産業労働部長）
ありがとうございました。よろしくお願いします。

（三木会長）
それでは次に、「アウトドア観光（ＮＡＧＡＮＯモビリティ等）の推進について」と、「平成 29 年デスティネーションキャンペーン全体事業計画について（案）」を吉澤観光部長から説明願います。

（吉澤観光部長）
観光部長の吉澤です。どうか、よろしくお願いします。市長会の皆さんにおかれましては、日頃から観光行政の推進に対しまして格別にご理解、ご協力を賜り、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。それでは、座って説明をさせていただきます。
本日、アウトドア観光の推進とデスティネーションキャンペーンの２点について、説明をさせていただきます。
まず、アウトドア観光の推進ですけれども、こちらについては資料の 13 をご覧いただきたいと思います。長野県ですけれども、皆様ご案内のとおり 3,000 メートル級の山岳が国内で最も多く、また三つのアルプス全てと関係していますし、日本最長の河川である千曲川がある県ということで、豊かな山岳高原という大きな宝を持っているわけでございます。そこで、１の概要にあるように、この豊かな山岳高原をほかの地域とは異なる長野県の強みとして明確に認識し、山岳高原を舞台に行う登山、スキー、サイクリング、ラフティング、カヌーなどのアウトドアを長野県の観光素材として国内外に大きく発信し、併せて受入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。
次に、２の現在の取組状況ですけれども、従来、アウトドア観光に関する横のネットワーク組織というのがなかったわけで、本年度は総合的な発信を行う体制を整えるということで、このネットワーク組織としまして長野県アウトドア推進協議会を設立いたしまして、昨年 11 月に一般社団法人として法人登記を行ったところでございます。現在、この協議会

ですけれども、県内の飲食・宿泊事業者及び映像会社なども含め、約70の事業者の皆様にご参加いただいているところでございます。また、アウトドアに関する情報発信の有力なツールとなりますウェブサイトを、現在補正予算で認めていただき、推進しているところでございます。内容としては、県内で楽しめるアウトドアアクティビティとアウトドア事業者の紹介、「ＮＡＧＡＮＯモビリティ」のような観光モデルツアーの紹介・販売、アウトドアシーンの映像の発信などを予定しているところでございます。このウェブサイトについては、４月に公開する予定でございます。

次に、３の平成28年度以降の取組予定ですけれども、市町村の皆様、そして市町村観光協会の皆様にご協力いただきながら、まずアウトドア観光に関する情報の発信とモデルツアーの紹介、また、アウトドア事業者の安全対策に関する取組支援などを実施していく予定でございます。また、３にあるように、来年度ですが、国民の祝日、山の日の第１回記念大会、そして信州山の日など、アウトドアと関連する大型イベントを好機ととらえ、長野県の山岳高原アウトドアに関する戦略的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。市長会の皆様におかれましても、山岳高原アウトドアに関する情報発信、そしてアウトドア観光の推進という取組につきましても、何卒ご理解を賜り、ぜひとも私どもと一丸となり、誘客の推進に取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料14をお願いいたします。Ａ３横の資料でございますけれども、デスティネーションキャンペーンについて、説明をさせていただきます。ご案内のとおり、デスティネーションキャンペーンにつきましては、ＪＲグループと連携して行う大型キャンペーンということで、平成29年夏の７月～９月に開催することになっております。このキャンペーンでは長野県の持つ山岳高原などの強みを生かし、県、市町村、民間団体が一体となって取り組み、県内への誘客拡大を図ってまいりたいと考えております。昨年春に開催が決定して以降、様々な準備を進めているところですけれども、先般、ＰＲを行ううえで重要となるキャッチフレーズと、ロゴを上段にあるような形で発表させていただいたところでございます。

まず、キャッチフレーズですけれども、こちらは「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」というものです。私どもでは、世界に誇る長野県の山の恵みをさらに磨きながら、山の信州として国内外に発信し、多くのお客様においでいただき、そして県民が一丸となってＤＣに取り組んでいきたいという思いを込めて決めさせていただきました。また、ロゴでございますけれども、キャッチフレーズに合わせ、世界を表す地球、信州の三つのアルプス、そして県の木である白樺の葉をあしらったデザインとなっているものです。

このキャンペーンの基本的な考えですけれども、その下の横に長い欄に記してありますように、山の信州を楽しんでいただくため県民が一丸となり、世界水準の観光地にふさわしい信州・長野県に来てもらいたいというものでございます。

各年度ごとに行う大まかな事業については、その下に記載してあります。まず、27年度

につきましては、キャッチフレーズ、ロゴの作成などの機運づくり。そして、28 年度はプレＤＣということで、誘客促進対策にもございますように、７月の中旬に全国から 600 名ほどの旅行会社の方をお招きさせていただき、販売促進会議を開催し、来年の本番に向け、旅行商品の造成の仕込みを行うということとともに、受け入れ体制の整備を行っていきたいと考えております。29 年度ですが、こちらが本番ということになりますので、県民参加のおもてなしの実践、リピーターの獲得に向けたＰＲなどを行っていきたいと思います。また、30 年度はアフターＤＣということで、デスティネーションキャンペーンの成果、課題の検証を行いまして、今後の長野県観光のさらなる発展につなげていきたいと考えております。各年度ごとの事業内容につきましては、その下に記載のとおりですので、ご覧いただければと思います。

このキャンペーンの実施主体ですが、右肩にございますように、信州キャンペーン実行委員会というものでございます。デスティネーションキャンペーンについては、2010 年に行ったときも経費負担については県が２分の１、市町村の皆様が４分の１、観光関係団体が４分の１ということでお願いしているところで、今回のキャンペーンにつきましても、同様の割合での経費負担をお願いしたいと考えており、昨年秋から 10 のブロックごとに、担当者の皆様に集まっていただき、説明会を開催してきたところでございます。

つきましては、来年度分の予算化にあたりまして、市長会の皆様方の格段のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げるところです。私どもといたしましては、今回のデスティネーションキャンペーンが全ての市町村の皆様にとりましても、キャンペーン後に繋がるような有意義なキャンペーンになりますよう、精一杯努力してまいりますので、どうか市長会の皆様方のご協力を切にお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（三木会長）

ありがとうございました。何か質問、意見等はございますか。はい。

（花岡東御市長）

山の日の制定も含めて、現在、大変注目度が上がっているということだと思います。そのような中で観光と登山と、そして自然保護と、アウトドアというところに踏み込んでいただいていますので。高地トレーニングというスポーツトレーニングということを、これは山であるからこそできる、信州の有利さを生かしたトレーニングだと、我々は思っていまして、それが健康に与える影響度が非常にいいものがあるとか、色々なところがパターンづける知見が出てきているということですので、ぜひそちらの方も頭出しをしていただければありがたいと思いますので、検討の方をよろしくお願いします。

（吉澤観光部長）

はい。了解しました。ありがとうございます。

（三木会長）
ほかにいかがですか。

（宮澤安曇野市長）
いいですか。

（三木会長）
はい。では、宮澤市長。

（宮澤安曇野市長）
今回の目的、非常にいいと思います。県と市町村、民間団体が一体となっての取組ということで、県内への誘客拡大を図る。この目的に沿い、今年は松本市、上高地で全国山の日、第１回が開かれるわけですが、それぞれ各市町村でもいろいろなイベント等の計画があると思いますけれども、そういったところへも支援をしていただけるということでよろしいですか。

（吉澤観光部長）
はい。各市町村の皆様方の行うイベントと一緒になって、ＰＲも含めてやっていくというのが基本的な考え方ですので、今後さらに詰めさせていただきまして、その辺りは一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（三木会長）
よろしいですか。はい。牛越市長。

（牛越大町市長）
平成 29 年の本ＤＣの期間が、確か通年ではなく１年間のうちのどこかに集中的に行うと聞いているのですが、大町市が手作りでやってきた「北アルプス国際芸術祭～食とアートの回廊～」を、平成 29 年６月４日から７月 30 日までの 57 日間を前提に今準備をスタートしたところです。こうしたものもぜひ取り込んでいただければと思います。国際的なアーティストを招いての芸術祭になりますので、ぜひその期間内に限らずご支援、そしてコラボいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

（三木会長）
お願いします。

（吉澤観光部長）
期間につきましては、７月～９月ということになっていますけれども、それにつきましては、関連する前後の行事も含め、一体的な形でＰＲできるように、この年には、全体の県内の行事を含むガイドブックも作成する予定です。そういった方向で配慮していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（牛越大町市長）
ありがとうございます。今年も、一所懸命プレＤＣから情報提供をしますので、ぜひよろしくお願いします。

（三木会長）
ほかにいがかですか。
お聞きしたいのですが､資料13のアウトドア推進協議会というのは市町村も入っているのですか。

（吉澤観光部長）
今は事業者の方々を中心になっていただいていますけれども｡現在､幅広く事業者の方々を募集しているところですので。私どもの考え方としますと、やはりアウトドアに関し、積極的に取組いただいている観光協会、市町村の皆様にもなるべく多くお入りいただければと考えているところですので。

（三木会長）
観光協会とか市町村も。

（吉澤観光部長）
はい。また今後、その辺りにつきましては、協会と一緒になり、きちんとしたＰＲをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

（三木会長）
やはり自分で加盟していると、自分事になるので情報も入ってきますし、いろいろな参加ができると思うので、また是非、その辺りは参加したいと思います。

（吉澤観光部長）
ありがとうございます。

（三木会長）
それから予算組みですが。先ほど、来年度と話していたのですが、その来年度というのは平成 29 年の話ですか。

（吉澤観光部長）
すみません。28 年度です。

（三木会長）
28 年度の予算。

（吉澤観光部長）
はい。今、28 プレＤＣと書いてあるところにつきましては、27 年度分と含めると事業予算は１億円ということになるわけでございまして。27 年度 263 万 6,000 円、28 年度 9,736 万 4,000 円で合わせますと、１億円ということで。この 27 年度分はその先出しという形でやっておりますので１億円。そして、県が合わせて 5,000 万円ということで予算措置ができましたものですから、全体で市町村の皆様には 28 年度に 2,500 万円ということでお願いをすでにさせていただいてきているところです。

（三木会長）
事務的で申し訳ないのですが、それは各市町村は承知しているのですか、４分の１の負担は。

（吉澤観光部長）
はい。10 のブロックごとにお話させていただき、担当課長様などにご参加いただきました。

（三木会長）
すみません。また確認します。ありがとうございました。ほかにいかがですか。

（白鳥伊那市長）
いいですか。

（三木会長）
どうぞ、白鳥市長。

（白鳥伊那市長）

山の日の担当がどこなのかわからないのですけれども、せっかく第１回の山の日を長野県でやるので、上高地でイベントをやるという話を聞いているのですが、長野県らしい発信というのをぜひ全体で考えてもらいたいと思うのです。例えば、今、山のストックというのは禁止しましょうと、キャップをつけましょうというのがありますけれども、こうしたことを長野県発で山の日をきっかけにして発信をするとか。あるいは、三つのアルプスもありますけれども、八ヶ岳とか北信五岳だとか、そうしたところに来る皆さんに次の山の案内をするような共通のパンフレットスタンドのようなもので、それぞれの山のことを知ってもらって。せっかくですから、信州らしさというところをぜひご検討いただきたい。自然保護の観点も、環境保護の観点も含めてお願いをしたいと思います。

（三木会長）
いかがですか。

（吉澤観光部長）
山の日のイベントについては、県では林務部が中心になって行っておりますけれども、今ご指摘がありましたような自然保護の関係、そして観光振興の関係を含み、県庁内全体で進めていくというのが大きな必要性があることですので、お話しいただいた方向で、また持ち帰りまして生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

（三木会長）
ほかにいかがですか。個々の市町村でやっていたのを横串をこれからやってもらうというのも大事ですね、こういう機会に。ぜひお願いします。

（吉澤観光部長）
はい。

（三木会長）
ほかに、いかがですか。非常にいい事業ですので、またみんなで協力してやっていけばと思いますので。
それでは、よろしいですか。では、ありがとうございました。

（吉澤観光部長）
どうもありがとうございました。

（三木会長）
それでは続きまして、最後になりますけれども、「無電柱化事業の概要と最近の動向につ

いて」臼田道路管理課長から説明をお願いします。

（臼田道路管理課長）
道路管理課長の臼田敦です。それでは、無電柱化事業の概要と最近の動向について、資料 15 に従いご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず現在、無電柱化事業を行っておりますが、この概要について、改めてご説明させていただきます。まず、無電柱化事業ですけれども、実施する箇所でございます。これは、長野県の無電柱化ガイドラインが平成 25 年３月に制定したものございますけれども、これに記載してあります。①から③にありますように、まず①としまして、災害時における輸送・避難空間の確保が必要な箇所、②として景観の確保ということです。それと、景観の一例として、歴史的町並みの保全、観光振興、地域文化の振興に資する箇所。そして③といたしまして、人々の集い歩く場所での安全で快適な歩行者空間の確保。以上の三つの観点で箇所を決めているというところです。

実施箇所につきましては、長野県電線類地中化協議会という組織を立ち上げてございまして、この構成員ですけれども、県、国、警察、市町村、そして電線管理者でございます。電線管理者は、中電、ＮＴＴ、その他ケーブルテレビの事業者等です。従いまして、この電線類地中化協議会、ここで箇所等の設定を話し合うわけですけれども、基本的に電線管理者の合意が得られない箇所についての事業化は困難という状況になっております。

次に、無電柱化の手法でございますけれども、これについてご説明いたします。無電柱化についてですが、地中化による無電柱化と地中化以外による無電柱化がありまして。地中化による無電柱化というのが一般に広く知られているところですけれども、これは電線共同溝方式という方式でございます。下の図にございます左端のものです。地中化以外の無電柱化ですけれども、これには二つございます。裏配線、表通りから見えないよう、裏の部分を通すという方法でございます。これは図の真中のイメージでございます。もう一つ、軒下配線という方法がございます。こうした道路に面した商店街、人家等の建物の軒下を配線していくという方法でございます。これにより景観を確保していくという方法でございます。

無電柱化手法の比較ですけれども、一番下の表でございます。電線共同溝、裏配線、軒下配線、それぞれ事業主体が異なっており、それぞれメリット、デメリット、それから課題等を整理してございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。無電柱化に関する最近の動向でございます。まず、総務省等における状況ですけれども、電柱管理者へ、無電柱化した場合、主に地中化した場合ですけれども、この場合に固定資産税の軽減特例措置を創設しております。これは、時限を区切った特例措置により無電柱化、地下埋設を促進するためのものでございます。

二つめとして、国土交通省の状況と本県の対応状況についてご説明いたします。現在、７期といわれる無電柱化でございますけれども、概ねこの１期５年で計画を遂行している

ところです。現在、７期目に入りますけれども、国におけるガイドライン、施工方法とか電柱管理者の負担する単価について定めるガイドラインの策定が２年ほど延期されている状況でございます。従いまして、事業については６期のガイドラインによりまして暫定的に継続している状況でございます。また、道路法の改正により、緊急輸送路においては道路区域内への電柱の新設を禁止する方針が先に明確化されました。具体的な手続ということにつきまして、27 年 12 月 15 日付で国土交通省道路局より各県、市町村に通知されたところでございます。また現在、国におきましては低コスト化への工法の検討を行っているところです。具体的には、電線管路を浅い場所へ埋設すること。また、電線を保護するものは必要ですけれども、こうした電線を直接地中に埋設する方法。それからケーブルを収納する場合も、それを小型化したものというものを検討しております。そのイメージを下の図に記載してございます。

本県における状況ですけれども、先ほどご説明しましたように、26 年度を初年度として、平成 30 年度を目途とする５か年計画、第７期計画を現在策定しております。26 年度と 27 年度は国におけるガイドラインが設定されておりませんので、暫定合意という形で６期からの継続箇所及び７期の新規箇所に着手しているところですけれども、ガイドラインが出ましたら、速やかにこの新しい計画に盛り込んで移行していくという予定でございます。説明については以上でございます。

（三木会長）

ありがとうございました。ただ今の説明にご意見、ご質問等はございますか。はい。栁田市長。

（栁田佐久市長）

今の説明のとおりであろうかと思いますけれども、この無電柱化の動きが、昨年の夏以降非常に加速しているという印象を受けています。今国会中において、議員立法でこの無電柱化促進の法律を出そうとしております。そのような中で、大変大きな課題として、設置費用ということがあります。今の説明のとおり、緊急輸送路に関しては、すでにもう方針が出されており、新たな電柱を建設できないということです。そういう意味では緊急輸送路は、かなり広範囲にわたる道路になりますが、そういった形で大きく変化がしてくるのだろうと思います。そして、具体的に案も出ていますけれども、地下に直に埋める方法であったりとか、あるいはボックスの埋設をする高さの規制緩和等、大変早く無電柱化の動きが進んでいく状況にあるのではないかと思います。

私は、無電柱化を促進する市区町村長の会で、幹事をやらせていただき、この無電柱化という流れが非常に大きく動いてきているという印象を受けております。安倍総理自身が、無電柱化の議員連盟の会長をやっていらっしゃったということで、先週も要請活動のためお会いをしてまいりました。その中で 2020 年のオリンピック・パラリンピックに向け、加

速化してこの事業を推進していくのだというようなお話もありました。ぜひともこの観光立県である長野県でも進めていくべきだと思っているところです。そういった昨今の状況を申し上げたうえで、会へのご入会のご案内を、また郵送しますのでご検討いただき、しかるべきお計らいをいただきたいということです。

（三木会長）
貴重な情報をありがとうございます。ほかにいかがですか。よろしいですか。

（牛越大町市長）
はい。

（三木会長）
牛越市長、お願いします。

（牛越大町市長）
時間がない中ですみません。先ほど説明いただいた中で、資料の無電柱化手法の比較の一番下、電線の共同溝でやった場合に電線の管理者の合意が得られない場合は難しいという課題。これは昔からの課題なのです。今でも電力事業者の負担は当然生じるということから、共同溝で行うような場合に、その沿線一帯の電力需要量の基準というのはまだ生きているのでしょうか。

（三木会長）
どうぞ。

（臼田道路管理課長）
電力需要密度というのが、この電線類の地中化が始まったときに、そういった基準を明確に出しておりました。数値の基準というのを、いわゆる採択基準ですけれども。それを出しておりましたけれども、現在においては外向けには電力会社は示しておりません。ただ、電線を地下に埋設した場合に、メンテナンスに非常にお金がかかる。まず入溝費用がかかるというところで。その社内において一定の基準を設けているとお聞きしております。

（牛越大町市長）
実は私ども、大町温泉郷、今日のテーマでも、良好な景観、あるいは観光振興、そうした場所を何とか進めようとしているのですが、大町温泉郷のように、広い自然林の中にホテルや旅館が点在するようなところは、どうしても電気需要量は、本当にまとまった状況にはならない。そうした中に一定の距離をやっていくには、このハードルが極めて高くな

るのです。何とか、それを撤廃は無理としても、緩和していただけるような、実行しやすくしていただくようなご協力をぜひお願いしたいと思います。

（三木会長）
　ほかにありますか。よろしいですか。
　では、ないようですので以上で終わりにしたいと思います。臼田課長、ありがとうございました。
　以上で県からの施策説明を終了いたします。
　これをもちまして、２月定例会の議事を終了いたします。皆様には、議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。

５　閉　会

（牧事務局次長）
　以上で２月定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。
　この後、引き続き当フロアの第１特別会議室におきまして、長野県民交通災害共済組合組織市長会及び議会定例会を開催しますので、組織市長様は恐れ入りますが、ご移動をお願いします。